

令和4年度燃料電池自動車タクシー
導入促進事業費補助金

令和4年度燃料電池自動車タクシー
運行事業費補助金

申請の手引き

令和4年7月

宮城県

1 目的

県は、災害対応能力の強化・環境負荷の低減・経済波及効果が期待できる水素エネルギーの更なる利活用推進に向け、県内における燃料電池自動車（FCV）の導入促進に取り組んでいます。

FCVの更なる普及拡大に向けて、より多くの方にFCVについて知ってもらい、利用してもらうため、FCVをタクシーとして導入し運行する取組に対し、費用の一部を支援します。

2 事業内容

(1) 補助対象事業

A 燃料電池自動車タクシー導入促進事業費補助金（以下「県導入補助金」という。）

燃料電池自動車タクシー（以下「FCVタクシー」という。）を導入、運行する事業であって、以下の条件を満たす事業（車両の取得後3年間に於いて条件を満たし続けること。）

① 営業区域

商用水素ステーションが設置され、燃料である圧縮水素の安定供給が見込まれる地域（仙台市、岩沼市又は名取市）を営業区域とすること。

② 運行計画の策定

タクシーとしての稼働日数や走行距離、輸送人員、二酸化炭素排出削減量等について、あらかじめ、FCVタクシーの運行開始予定日から3年間の運行計画を立てること。

③ 実施体制の確保

担当ドライバーを複数人選定するなど、運行計画を実行できる体制を確保すること。また、乗客からの水素エネルギーに関する質問に答えられるよう、適宜勉強会を行う、パンフレット類を準備するなど環境を整備すること。

④ FCVタクシー外観の工夫

イ 県民への普及啓発のため、FCVタクシーの車体に、水素を燃料として走行していることが分かるようなラッピング等を施すこと。

ロ 保有している他の一般的なタクシーと同様の行灯を設置するなど、タクシーとして利用可能であることが一見して分かるよう工夫すること。

⑤ 普及啓発活動の実施

イ 事業者自らFCVについて普及啓発を行うこと。

- ロ 県の行う水素エネルギーに関する普及啓発事業に協力すること。
- B 燃料電池自動車タクシー運行事業費補助金（以下「県運行補助金」という。）
県導入補助金の交付決定を受けて導入した車両を使用して行うタクシー運行事業

（２）補助対象者

- A 県導入補助金
補助対象事業について、国補助金（国が実施する自動車環境総合改善対策費補助金）の令和４年度分の交付決定を受け、県内でＦＣＶタクシーを導入し、運行する法人又は当該法人とリース契約を結び、燃料電池自動車の貸付を行うリース事業者
- B 県運行補助金
補助対象事業について、県導入補助金の令和４年度分の交付決定を受け、県内でＦＣＶタクシーを導入し、運行する法人

（３）補助対象経費・補助率（額）

補助対象経費及び補助率（額）は次のとおりです。

○補助対象経費

- A 県導入補助金
 - ＦＣＶタクシー車両調達費用
（オプションを除く車両本体価格（国補助対象経費と同様））
- B 県運行補助金
 - ＦＣＶタクシー運行に要する次の経費
 - イ 架装費用 ※車両登録年度のみ補助対象
 - ・ドアの自動化改造に要する経費（車両輸送運搬費用を除く）
 - ・車体のラッピングに要する経費（水素に関するＰＲを伴う面のラッピングのみを対象とする。）
 - ロ 消耗品及びメンテナンス費用（コスト掛かり増し分）
一般的なタクシーでは、次の消耗品、メンテナンスに１台当たり年間３００千円（以下「補助算定基準額」という。）掛かるものとし、その超過額を補助額とする。ただし、補助事業の実施期間が１２か月に満たない場合、補助算定基準額を月割りで算定する。
 - ・消耗品
夏タイヤ、冬タイヤ、交換用ホイール購入に要する経費（ただし、一般的なタクシーと比較し、コストが掛かり増しとなることにつ

いて合理的に説明可能な範囲内の経費とする。)

- ・メンテナンス

3か月点検，車検に要する経費

ハ 広報及び普及啓発費用

- ・FCVタクシーを導入し運行していることを広く周知する取組に要する経費
- ・FCVタクシーへの乗車機会を増やす取組に要する経費
- ・乗客がFCVへの理解を深めるための取組に要する経費
- ・その他普及啓発事業に要する経費

○補助率（額）

A 県導入補助金

補助対象経費に3分の1を乗じた額。ただし，2，150千円を上限額とする。（千円未満切捨て）

B 県運行補助金

補助対象経費イに3分の1を乗じた額及び補助対象経費ロのうち補助算定基準額を上回る部分の額の10分の10並びに補助対象経費ハに2分の1を乗じた額の合計。ただし，イは200千円を上限額（千円未満切捨て）とし，ロ及びハの合計は1，000千円を上限額（千円未満切捨て）とする。

(4) 通算の補助対象期間及び補助額の上限（県運行補助金）

同一車両における通算の補助対象期間は36か月を上限とし，通算の補助額は3，000千円を上限とする。

○補助のイメージ（着色部分を県補助とする。）

A 県導入補助金

車両調達費用

事業者負担：1/3	国補助：1/3	1/3（上限2,150千円）
-----------	---------	----------------

B 県運行補助金 ※ロ+ハの補助上限額：1，000千円

イ 架装費用 ※イの補助上限額：200千円

事業者負担：2/3	1/3（上限200千円）
-----------	--------------

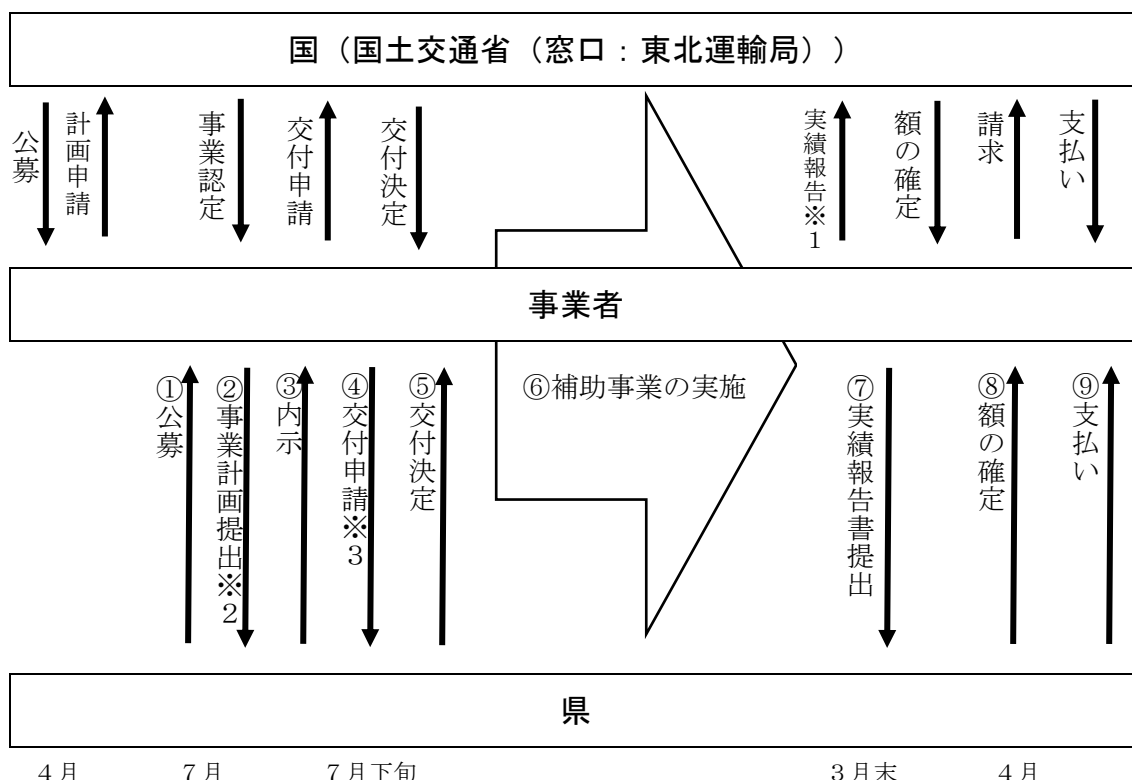
ロ 消耗品・メンテナンス費用（コスト掛かり増し分）

事業者負担：300千円	300千円を超える額の10/10
-------------	------------------

ハ 広報・普及啓発費用

(5) 事務手続きの流れ（あくまでも現時点での予定です。）

導入時の手続きの流れ（県導入補助金，県運行補助金活用）



※1 国補助については，事業完了【車両導入後1か月間の実証運行実施】後30日以内，又は令和5年4月1日のいずれか早い日までに提出することとされていますので留意願います。

※2 国の事業認定前であっても，国に対し計画申請済であれば，県に対し事業計画を提出できます。

※3 国の交付決定前であっても，国に対し交付申請済であれば，県に対し交付申請することができます。

3 事業の実施方法

「補助金等交付規則」，「燃料電池自動車タクシー導入促進事業費補助金交付要綱」及び「燃料電池自動車タクシー運行事業費補助金交付要綱」に定めるほか，次のとおり実施します。

(1) 事業計画提出・・・2 (5) ②：令和4年7月20日まで

申請を行う補助事業者は，別記様式1及び添付書類を作成し，4の公募期間内に県に提出してください。

(2) 内示・・・2 (5) ③：令和4年7月下旬予定

事業計画の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内で補助金の交付予定を内示します。

(3) 交付申請・・・2(5)④：令和4年7月下旬予定

事業計画について県の内示を得た補助事業者は、「5(3)提出書類」に記載の書類を作成し、別に示す期間内に県に提出してください。

(4) 交付決定・・・2(5)⑤：令和4年7月下旬予定

申請書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、通知します。

(5) 補助事業の実施・・・2(5)⑥：令和4年7月下旬予定

補助事業者は、県から交付決定通知を受けて補助事業の実施（発注・契約等）が可能となります。

(6) 補助事業の計画変更

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合及び補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に県の承認を受ける必要があります。

(7) 事業の進捗状況の確認

事業の進捗状況を確認するため、追加資料の提出依頼や現地調査、中間検査などを行う場合があります。

(8) 実績報告及び額の確定・・・2(5)⑦⑧：令和5年3月末～4月予定

補助事業については、令和5年3月31日までに完了してください。

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日を経過した日又は令和5年4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

県は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

(9) 補助金の支払い・・・2(5)⑨：令和5年4月～5月予定

補助金の支払いは、補助金の額の確定後となります。

(10) 取得財産の管理等（県導入補助金のみ）

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。また、取得財産等管理台帳（別記様式4）を作成し、取得前後の比較写真を添付するなどして、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

この処分あるいは処分に該当する可能性のある手続きを行う必要が生じた場合は、一切の手続き（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書（様式第6号）」を提出してください。

そのほか、補助事業者は、本事業に係る書類等について、取得財産等の処分制限期間が満了するまで保存してください。

（11）補助金等交付規則への違反

補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取消、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

4 公募期間

令和4年7月6日（水）～令和4年7月20日（水）17時必着

5 事業計画の提出（県導入補助金、県運行補助金それぞれの提出が必要です。）

（1）提出先・問合せ先

〒980-8570

仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室水素エネルギー推進班

TEL：022-211-2683 FAX：022-211-2669

（2）提出方法

郵送又は持参にて提出してください。

（3）提出書類

- ① 事業計画（別記様式1）

添付書類

A 県導入補助金

- イ 車両調達費用（車両本体価格）見積書の写し
- ロ F C Vタクシー外観の工夫が分かる資料
2（1）④に関連し，F C Vタクシーが水素を燃料として走行していることが分かるようなラッピングの工夫や，保有している他のタクシーと同様の行灯を設置するなど，タクシーとして利用可能であることが一見して分かるような工夫について，具体的に分かる資料
- ハ 国補助金計画申請書一式及び事業認定通知書の写し

B 県運行補助金

- イ 架装費用（ドア自動化改造費用・ラッピング費用）見積書の写し
※ラッピングについては，デザインイメージが分かる資料を併せて提出してください。
- ロ 消耗品・メンテナンス費用（タイヤ購入費用・ホイール購入費用・車検費用・法定点検費用）見積書の写し
- ハ 広報・普及啓発費用見積書の写し
※広報・普及啓発については，作成物等のイメージや実施内容が具体的に分かる資料を併せて提出してください。